

鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業に関する基本協定書(案)

鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、鹿児島市(以下「甲」という。)と●グループ(以下「乙」という。)の構成員である●、●、●及び協力企業である●、●は、次の条項により基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、甲と乙の設立する本事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)との間で締結する、本事業の基本事項並びに設計、建設、運営、維持管理の各業務及びこれらに付随し関連する事項を定めた契約(以下「事業契約」という。)の締結及び事業の実施に関し、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

(甲及び乙の義務)

第2条 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約が市議会での議決を得て事業契約締結に至るよう最善の努力をする。

(事業予定者の設立)

第3条 乙は、本基本協定締結後、[仮契約書の締結]までに、事業予定者として、会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき本店所在地を鹿児島市内とする株式会社を適法に設立し、当該株式会社の登記事項証明書を甲に提出するものとする。

2 乙の構成員は、前項の事業予定者の設立に際し、別表1の内容に従い事業予定者に出資し、事業予定者の株式を引き受けるものとする。

3 事業契約上の契約期間において、乙の構成員が保有する株式による議決権の割合が発行済株式による議決権の総数の50%を超えていなければならない。

4 乙の構成員は、事業予定者に、乙の構成員以外の者からの出資を受けさせてはならない。但し、前項に規定する構成員の保有する議決権割合を満たした場合で、乙が本事業の入札に際して提出した入札提案に事業者に出資すると記載された者及びあらかじめ甲の書面による承諾を得た者からの出資については、この限りでない。

5 乙は、事業予定者をして取締役、会計監査人及び監査役を選任させ、これを甲に報告させるものとする。係る選任の後に取締役が改選された場合についても、乙又は乙の代表者はその旨を事業予定者をして甲に報告させるものとする。

6 事業契約の契約期間においては、乙の構成員は、原則として出資比率を変更することができない。但し、事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られる場合において、甲の利益を侵害しないと認められるときは、甲は当該出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 乙の構成員は、事業契約の契約期間が終了するまでの間、その保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定及びその他一切の処分を行わないものとする。但し、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙の構成員は、前項但書の規定による承諾を得て事業予定者の株式を乙の構成員以外の者に譲渡するときは、係る譲渡の際の譲受人をして、別紙2記載の様式及び内容の誓約書をあらかじめ甲に提出させるものとする。

3 乙の構成員は、第1項但書の規定による承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定したときは、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

(業務等の委託及び請負)

第5条 乙は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

- (1) 設計に係る業務 ●
- (2) 建設工事に係る業務(既存プールの解体撤去を含む。) ●
- (3) 工事監理にかかる業務 ●
- (4) 運営に係る業務 ●
- (5) 維持管理に係る業務 ●

2 乙は、前項に規定する業務を委託し、又は請け負わせる者(以下この条において「受託者等」という。)と事業予定者との間において業務委託契約又は請負契約をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、受託者等が当該業務を実施することを約した書面の写しを甲に提出しなければならない。

3 受託者等は、第1項の規定により事業予定者から受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

(事業契約の締結等)

第6条 甲及び乙は、事業契約に係る仮契約を、平成●年●月●日までの間に、甲と事業予定者間で締結させるものとする。但し、事業契約の締結がなされる前に乙又は乙の構成員又は協力企業(第4号の場合は、その役員又は使用人とする。)に、次の各号のいずれかの事由が事業契約の締結に関して生じたとき、本事業にかかる入札説明書(以下「入札説明書」という。)に規定する入札参加者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、若しくは乙の構成員又は協力企業が入札説明書に定める入札参加資格を欠くに至ったとき(但し、これに対応する手当てを行い、甲の承諾を得た場合を除く。以下同じ。)は、事業契約の仮契約又は本契約を締結しない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下

- 「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は乙を構成員とする同法第 2 条第 2 項の事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したとして、同法第 49 条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 独占禁止法第 65 条又は第 67 条第 1 項の規定による審決を受けたとき(同法第 77 条の規定により、この審決の取消の訴えが提起されたときを除く。)
- (4) 公正取引委員会の行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (5) 刑法(明示 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 3 乙の構成員は、事業予定者と甲との間で事業契約の仮契約の締結と同時に、別紙 1 の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙の構成企業以外の者から、別紙 2 の様式による誓約書を徴求して甲に提出しなくてはならない。
- 4 甲は、第 1 項但書により事業契約の仮契約又は本契約を締結しない場合には、乙の構成員及び協力企業に対し、第 1 項各号のいずれかに該当したとき又は入札説明書に規定する入札参加者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったことを理由とするときは本事業に係る落札金額の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を、また、本件事業の入札に関しない事由により乙の構成員又は協力企業が入札説明書に定める入札参加資格を欠くに至ったことを理由とするときは本事業にかかる落札金額の 1000 分の 1 に相当する金額の違約金を、それぞれ請求することができる。かかる請求を受けたときは、乙の構成員及び協力企業は連帯して当該請求にかかる違約金を速やかに支払わなければならない。但し、第 1 項各号のいずれかに該当することを理由とするときで、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第 1 項第 1 号の排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売の場合。
- (2) 第 1 項第 5 号に該当する場合のうち、事業契約の相手方について刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合。
- (3) その他甲が特に認めた場合
- 5 前項の規定は、甲に実際に生じた損害額が同項に規定する落札金額の 10 分の 1 に相当する額を超える場合において、その超過分につき、乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(準備行為等)

第7条 事業契約締結前であっても、乙は、自己の責任と費用において本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第8条 事由のいかんを問わず事業契約の本契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条第4項及び第5項に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、この基本協定に関する事項につき知り得た相手方の秘密情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が鹿児島市情報公開条例(平成13年鹿児島市条例第14号)その他の法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から事業契約の終了日までとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第11条 この基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する紛争は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、この基本協定書を●通作成し、甲及び乙の構成員及び協力企業が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成●年●月●日

甲：
鹿児島市
代表者 鹿児島市長

乙：

代表企業

●
●

代表取締役 ●

構成員

●
●

代表取締役 ●

構成員

●
●

代表取締役 ●

協力企業

●
●

代表取締役 ●

協力企業

●
●

代表取締役 ●

平成●年●月●日

鹿児島市長

● 様

出 資 者 保 証 書

鹿児島市(以下「市」という。)[SPC名称](以下「選定事業者」という。))との間で、平成●年●月●日付けで締結された鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業 仮事業契約(以下「事業契約」という。))に関して、落札者である●会社、●会社、●会社及び●会社(以下「当社ら」と総称します。))は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、事業契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 選定事業者が、平成●年●月●日に、会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における選定事業者の発行済株式の総数は、●株であること。
(2) 落札者の保有する選定事業者の株式の総数は、●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
(3) 落札者でない者が保有する選定事業者の株式の総数は、●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
- 3 本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する選定事業者の株式を、選定事業者に融資を行う金融機関に対して担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出すること。

- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで選定事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。但し、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保有割合が、平成●年●月●日付けで市と当社らの間で締結された基本協定書第3条第3項の規定に反する株式の譲渡、その他の処分は行いません。

以上

会社
代表者

会社
代表者

会社
代表者

平成●年●月●日

鹿児島市長

● 様

誓 約 書

鹿児島市(以下「市」という。)及び[S P C名称](以下「選定事業者」という。)間で、平成●年●月●日付けで締結された鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業 仮事業契約(以下「本契約」という。)に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する選定事業者の株式数は、●株であること。
- 2 当社が保有する選定事業者の株式を譲渡する場合、あらかじめ、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し市に提出すること。
- 3 当社が保有する選定事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、あらかじめ市の承諾を得ること。

以 上

住所

氏名 ●会社

代表者

別表1 出資予定表 (第3条関連)

設立時に発行する株式の種類	発行株式数及び引受人	資本金額
●株式	●に●株(●%) ●に●株(●%) ●に●株(●%) 計 ●株	金●円

[以下、設立後の増資予定を提案に従い記載する。]